差し押さえた不動産を売却します

不動産合同公売

▶問い合わせ先　税務会計課 税務室 ☎26-2238（直通）

町では、納税義務を果たしている人との公平性を保つため、**町税滞納者に対して財産（預貯金、給与、生命保険、不動産など）の差押えを行っています。**

公売とは、税金に滞納があるため差し押さえた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。**令和２年度は期間入札※となり、開札の会場も執行機関ごとに異なります。**

詳しくは、税務会計課税務室窓口の公売広報、または町ホームページをご覧ください。

なお、公売は中止になる場合があります。

※期間入札とは、一定期間に入札者を募り、後日開札を行う入札方法です。

入札期間 11月９日㈪～11月20日㈮
開札日 11月25日㈬
受付窓口 税務会計課 税務室
場所 役場２階　第２会議室

不動産公売物件

★吉岡町 -1 の買受を希望する人は、農地の買受適格証明書が必要です。
（証明書の交付申請は期間が限られています。町農業委員会で早めに交付申請をしてください。）

売却区分番号	所在地	種別	地目	地積	最低公売価額および公売保証金
吉岡町－1★	大字大久保字宮西104番2	土地	畑	289.00㎡	最低公売価額　2,015,000円 公売保証金　210,000円
吉岡町－2	大字北下字藤塚312番3	土地	雑種地	363.00㎡	最低公売価額　3,927,000円 公売保証金　400,000円

※公売保証金とは、国税徴収法で定められているもので、入札する前に売却区分ごとに執行機関へ納付しなければなりません。公売保証金の金額は、見積価額の10分の1以上と定められており、納付された公売保証金は、落札できなかった場合、原則として公売終了後に全額返還されます。
落札した場合は、納付した公売保証金を買受代金に充当できます。ただし、買受代金納付期限までに買受代金を納付しない場合などは、納付された公売保証金は没収となり返還されません。

滞納はすべての人に不利益です !!

納付に困ったら、必ず納付相談を

町税は、定められた期限（納期限）までに、納税者が自主的に納付するものです。しかし、一部に町税を納めない人がいることも事実です。

滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。したがって、期限までに納付した納税者や町にとって大きな不利益が生じます。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くことになります。**収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人には、き然とした態度で滞納処分を執行します。**なお、納付が遅れれば、本来納付する必要のなかった延滞金が加算され、同様に滞納処分の対象となります。

滞納によって、あらゆる不利益が生じます。町税の納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

差押え処分実施件数（令和元年度実績）		
不動産		５件
債権	預貯金	273件
	年　金	３件
	所得税還付金	６件
	その他	２件
合　計		289件

▲タイヤロックにより自動車などを差し押さえることもあります。